

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第20号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	330,500円
2	373,600円
3	416,200円
4	472,300円
5	548,900円
6	641,500円
7	749,700円

第9条第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の157.5」及び「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成28年4月

1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。